

SATSUKI ネット再構築支援業務に係る仕様書

令和3年4月

吹田市教育委員会 学校教育部教育センター

目 次

1	件名	3
2	委託期間	3
3	発注部署	3
4	業務の目的	3
5	検討の方向性.....	3
6	業務内容	8
7	業務の実施体制に関する要件.....	10
8	作業全般における要件	10
9	成果物一覧	11
10	納品時期、納品形態.....	11
11	留意事項	11
12	情報セキュリティ.....	12
13	その他.....	12

1 件名

SATSUKI ネット再構築支援業務

2 委託期間

契約締結時から令和5年3月31日まで

3 発注部署

吹田市教育委員会 学校教育部教育センター

〒564-0072 大阪府吹田市出口町2番1号

電話 06-6388-1455 FAX 06-6337-5412

4 業務の目的

本市教育委員会では市内の公立小・中学校と教育委員会を包括するイントラネットを整備・運用し、その中で運用する校務系・学習系(吹田市学校教育情報通信ネットワーク「通称:SATSUKI ネット」という。)・教育用情報機器の調達・保守・管理を行っていますが、令和4年12月末をもって現システムの契約期間を終えることから、それに代わる新しいシステムを構築することとなりました。

については本市の目指す校務の効率化、ICT教育を具現化する上で、学校現場の現状に合致し、セキュリティに優れ、現在の新しい情報技術を採用した合理的で最適化されたネットワーク及びシステムの再構築を行うため、方針等策定支援ならびに進捗状況管理及び物資調達支援、初期運用管理を行う事業者を選定します。

5 検討の方向性

(1) 現 状

ア 国の方針

文部科学省は、第3期 教育振興基本計画(対象期間:平成30年~令和4年)を策定し、令和2年度からはGIGAスクール構想の実現として、児童・生徒に1人1台の端末配備といった教育におけるICT教育の推進を図っています。

また、同じく文部科学省において、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」に記載する、子供の学びや教職員を支える環境として、デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化により負担軽減等に寄与する環境整備が必要であると示しています。

イ 本市の現状と課題

本市では、平成11年から学校教育における情報教育機器類の整備を開始し、平成16年3月に、小・中学校と教育委員会を包括するイントラネットとして吹田市教育情報通信ネット

ワーク(SATSUKI ネット) (以下「教育情報通信ネットワーク」) を構築しました。

また、平成14年には、学校図書館における図書管理システムを整備し、コンピュータによる学校図書館の蔵書管理と貸出・返却管理等を開始しました。

その後、SATSUKI ネットについては平成29年度にSATSUKI ネット再構築として、教職員1人1台相当の端末整備を行い、校務支援システムの導入、インターネット分離として校務系・学習系の分離、2要素認証の導入をしました。

さらに、令和2年度には小・中学校の全普通教室に固定式プロジェクタ及び無線LANアクセスポイントの設置、GIGAスクール構想の実現として児童・生徒に1人1台の端末整備を行っています。

今後、教職員の働き方改革の一環として適切な端末のあり方、小・中学校と教育委員会とのシステム連携による校務の効率化を検討し、整備していく必要があると考えています。

(ア) 情報教育機器類の整備状況

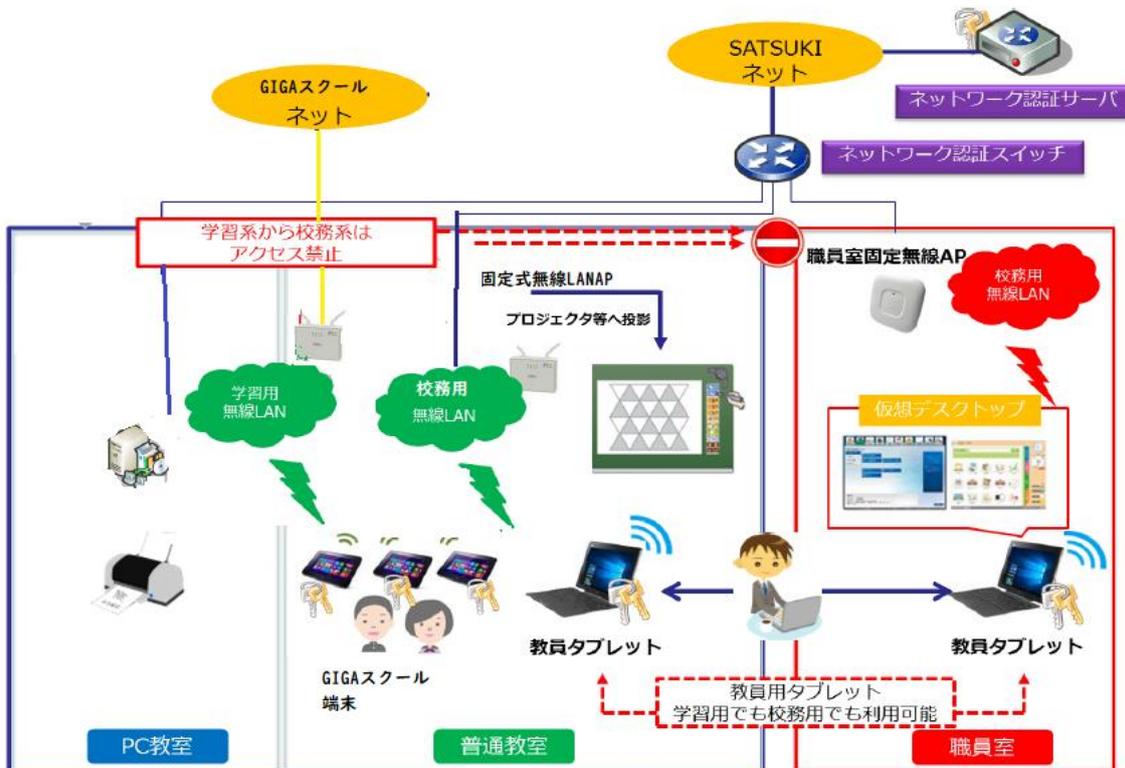
1校あたりの整備状況 (令和2年度末見込み)	配置数
タブレットPC (校務用・学習用兼用)	教職員定数+1
校務用ノートPC (学習系ネットワークへの接続も可)	6台
固定式プロジェクタ及び無線LANアクセスポイント	全普通教室
デスクトップパソコン (パソコン室)	1台
児童・生徒用タブレット ^{※1}	1人1台
児童・生徒用タブレット (予備機) ^{※2}	10台

※1 令和2年度GIGAスクール構想として導入した端末。小学校はiPad、中学校はWindowsPCを導入している。

※2 令和2年度GIGAスクール構想の一環として市費で導入した予備機で、教職員の研修機や授業の際に使用することも想定した端末。
小学校はiPad、中学校はWindowsPC。

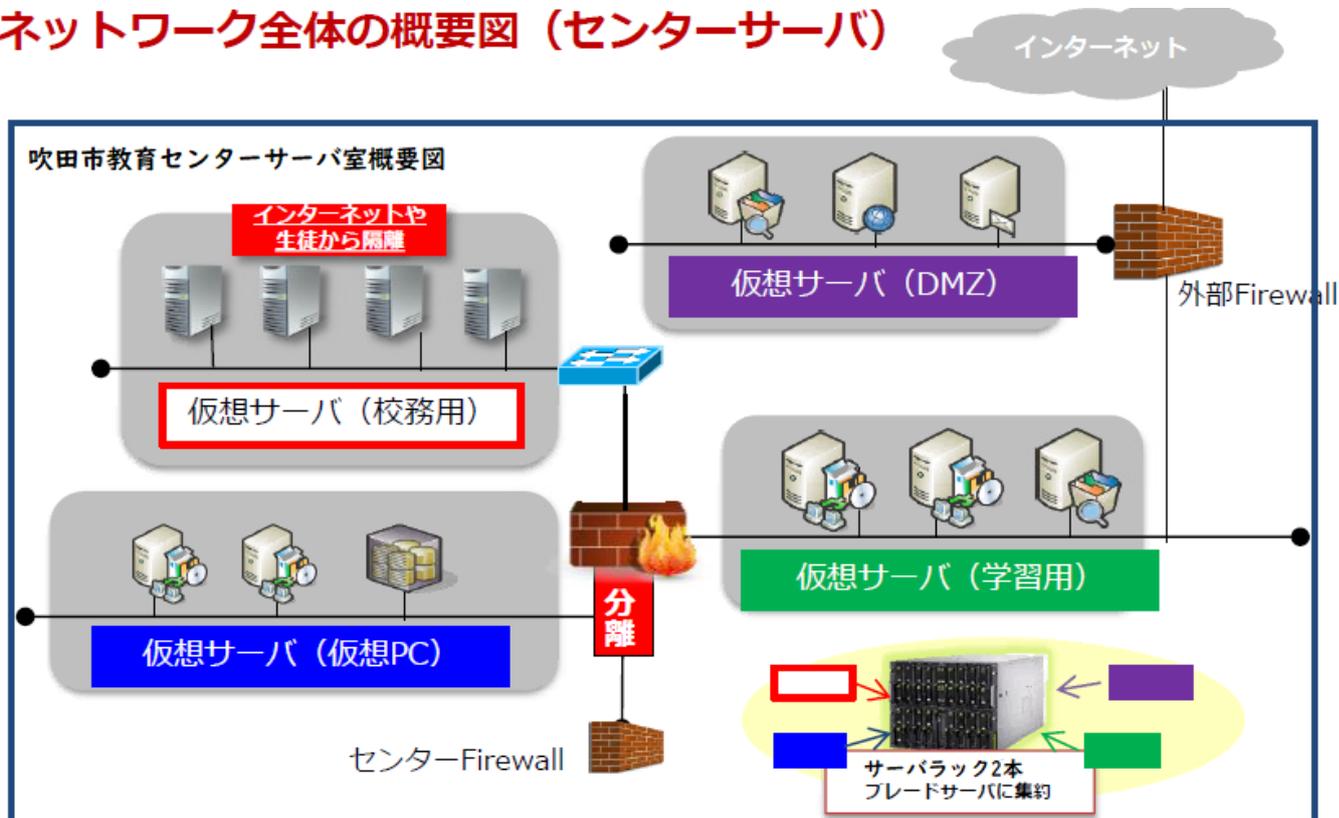
追記：超高速インターネット接続率(理論値1Gbps以上)及び無線LAN整備率100%

【資料】 吹田市立小・中学校内ネットワーク接続図

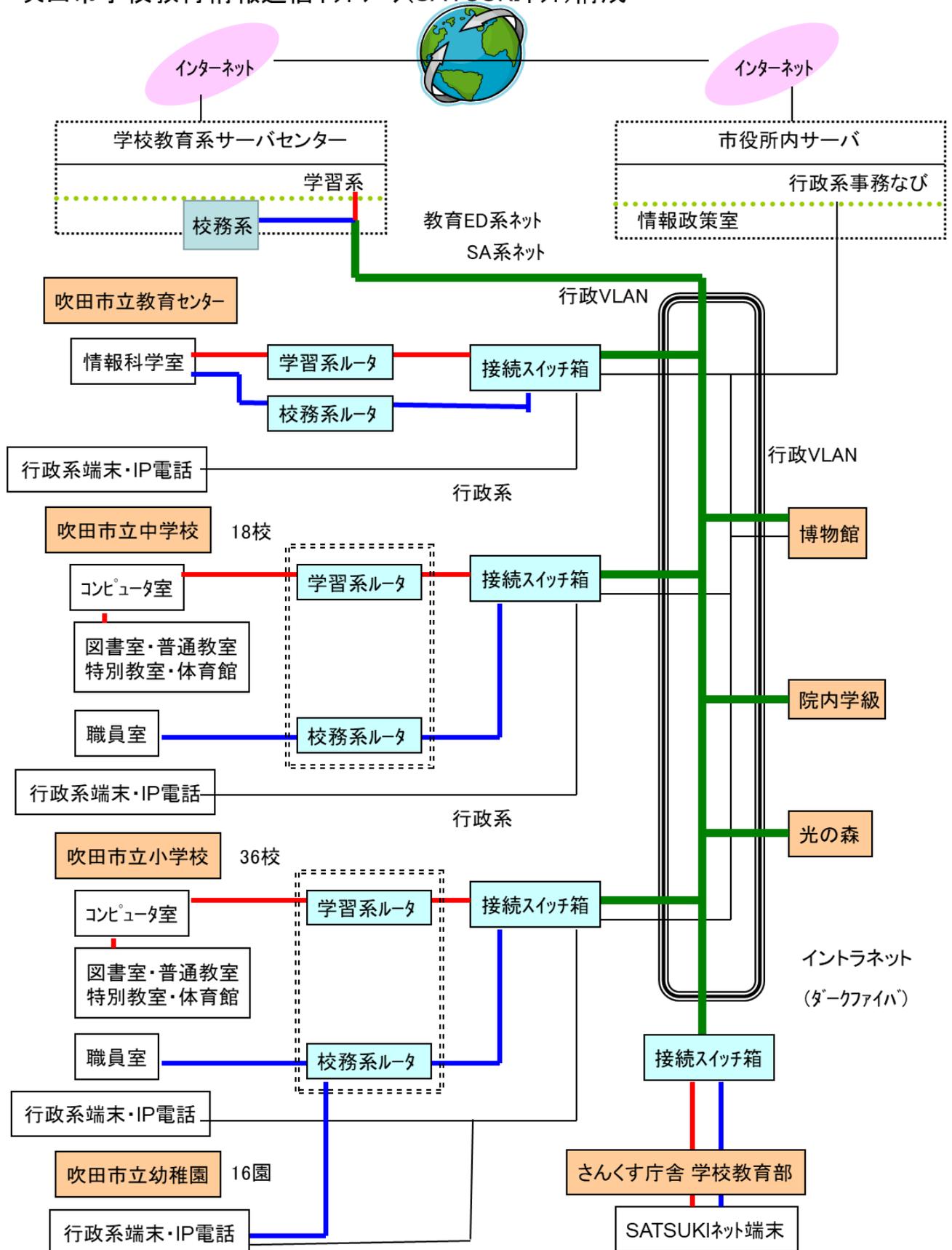


【資料】 吹田市学校教育情報通信ネットワーク構成

ネットワーク全体の概要図（センターサーバ）



吹田市学校教育情報通信ネットワーク(SATSUKIネット)構成



(イ) 現行システムの問題点および課題

a 教育委員会事務局内部におけるシステムの連携について

- ・ 現在は、校務支援ソフトウェア、教職員出退勤システムを同一ネットワーク内で運用していますが、ソフトウェア間の連携はない状況です。

今後、給食費の公会計化に伴う会計システムの導入や、学務システムの更新等により学校内校務の一元管理、教育委員会事務局内部との連携を行うことで、一層の校務の効率化をする必要があります。

b ICT 環境整備の拡充について

- ・ 「平成 30 年度(2018 年度)以降の学校における ICT 環境の整備方針」「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について」といった、文部科学省の通知を踏まえた、教職員用の機器拡充導入の検討が必要です。

c 校務領域におけるセキュリティについて

- ・ 校務系ネットワークでは重要情報を保存するため、分離した領域を構築し、2 要素認証によってアクセスすることができます。

次期システムでは、一定のシステム連携が必要である状況ですが、セキュアなシステムを構築して使用しやすいネットワークを検討する必要があります。

d 在宅勤務（テレワーク）について

- ・ 令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の蔓延により、今後は在宅勤務を推奨することで感染症の感染防止が必要です。また、在宅勤務を行うことで教職員の働き方改革の一環として、子育て世代を中心とした教職員の負担軽減が見込めることから、自宅から校務や学習系へのセキュアな接続システムを検討し導入する必要があります。

e デジタル教科書の導入にむけて

- ・ 新学習指導要領の実施により、学習者用デジタル教科書の活用が提起されていることから本市においても円滑にデジタル教科書の導入を行い、利活用の研究を行う必要があります。

f 教職員の ICT リテラシーの向上を目指すための研修支援体制について

- ・ 本市では平成 29 年度に教職員 1 人 1 台相当の教員用 PC の導入、令和 2 年度に全普通教室に電子黒板機能付きプロジェクタを導入し、教職員の ICT リテラシーは着実に向上しています。しかしながら、令和 2 年度の GIGA スクール構想や、今後のデジタル教科書の普及等により、教職員が ICT 機器を活用し授業を行うことに加えて、児童・生徒が ICT 機器を学習に利活用することがあたりまえの時代となることから、ICT を利活用した授業づくり等の研修支援体制を一層強化する必要があります。

g 教育センターの庁舎移転について

- ・ 新システムを管理する教育センターは、令和 6 年に庁舎移転する予定です。
- ・ 新庁舎において円滑に新システムを運用できるように、最適なシステムの構築を行う必要

があります。

6 業務内容

本仕様書における「SATSUKI ネット再構築支援業務」とは「5 検討の方向性（1）現状 イ 本市の現状と課題」を踏まえ、令和5年1月を予定している新システム稼働に向けて、次の①～⑤を最適な形態で実現するための具体的で包括的な整備計画の立案、調達仕様書の作成に向けた情報収集と作成、再構築受託業者選定が完了するまでの間、及び令和5年1月に導入される新システムの初期運用管理に関して、本市を支援することを指します。

- ① SATSUKI ネットの再構築
- ② 効率的な校務支援システムをはじめとした各種システムの検討
- ③ 効率的な校務支援システムをはじめとした各種システムの構築
- ④ 機器類の不足の解決に向けた整備案の検討

※ ③④については、複数年に渡る整備予定も考えられることから、初期調達以後汎用的に利用可能な調達仕様書の作成も含む。

これらについて次の（1）～（3）の内容について取りまとめるものとします。

- (1) SATSUKI ネット再構築検討会議に出席し、必要な会議資料の作成、議事の作成、及び会議のファシリテートを実施するものとします。

ア. 月2回程度会議への出席（令和3年5月から7月まで）

イ. 会議資料の作成／議事録の作成

※SATSUKI ネット再構築検討会議とは、教育委員会事務局、学校長、教職員を中心とした会議体を指し、主にSATSUKI ネットの再構築に関する方向性を検討する会議体である。

- (2) SATSUKI ネット再構築に向けたRFIの実施

本市と連携し、SATSUKI ネット再構築に向けた情報提供依頼（Request for Information、以下「RFI」という。）を実施するものとします。また、その情報について分析を行い、SATSUKI ネット再構築に係る整備計画案を策定するものとします。

なお、本市と本件業務受託者の役割分担は次表のとおりとします。

タスク内容	期日（目処）	役 割 分 担	
		本 市	本業務受託者
RFI 実施方法の作成	・令和3年5月下旬を目処に実施	RFI実施の方向性について最適化の基本方針より取りまとめます	本市との協議を踏まえ詳細な内容について検討し、RFI実施方法を作成します。
RFIの実施／結果の取りまとめ		RFI実施方法の承認 デモンストレーションへの参加、RFI実施結果報告書の承認	RFIを実施し、各種回答を分析の上、結果を取りまとめます。

ア. 本市において情報収集／分析

ベンダー各社へ新システムにおけるデモンストレーションを依頼し、教育センターの意見を集約するものとします。その際、教育センターと意見を調整のうえ、デモンストリオなど本市業務との適合性を分析できる情報も併せて整理するものとします。

イ. その他、今後の方向性検討に必要な情報収集／分析

その他、SATSUKI ネット再構築において必要になる各種の情報について整理するものとします。「実施スケジュール」、「概算コスト」、「調達単位をどうすべきか」、及び「再構築によるリスク（多段階での構築リスク）、特定技術への依存リスク、マルチベンダー環境でのリスク等」について情報収集及び分析を行い、リスクへの対策を含めた本市にとって最適な再構築方法について提案するものとします。

(3) 令和4年度の実施計画及び予算要求にかかる支援

ア. R F Iによって収集した情報を基に、本市にとって最も有効な再構築計画書を作成し、令和4年度の実施計画の作成を支援するものとします。

イ. 令和4年度の実施計画の作成支援と併せて、令和4年度予算要求の作成支援を行うこととします。

ウ. 本市情報政策室への提出が求められる、システム化計画書の作成の支援を行うこととします。

(4) 提案依頼（R F P）にかかる支援

ア. 再構築受託業者選定時に必要となる提案依頼書、要件定義書、調達仕様書等必要書類の作成支援

再構築業者の業者選定方法としては、R F Iによって収集した情報を基に策定した再構築計画書に基づき提案依頼（Request For Proposal、以下「R F P」という。）を実施し、最優秀提案者をもって再構築業者を決定する予定としております。そのためR F P実施にあたり必要となる提案依頼書、要件定義書、調達仕様書等の必要書類の作成を支援するものとします。

イ. 再構築受託業者選定のための評価基準の作成

R F Pの実施に伴い応募業者より受け付けた提案依頼書について評価するための評価基準の策定に関して支援を実施するものとします。

(5) 再構築受託業者選定・契約交渉にかかる支援

ア. 再構築受託業者選定における審査

R F Pの実施に伴い応募業者より受け付けた提案依頼書の審査に際し、実現可能性や本市の要求する機能面について、技術的、専門的知見に基づき本市審査に関して支援を実施するものとします。

イ. 再構築受託業者選定後の契約条件、及び仕様書決定交渉に関する助言と支援

最優秀提案者との契約締結前において、事前に仕様書内容の精査、契約条件の決定等に関する協議期間を設けることを想定しておりますので、当該協議に本市側の関係者

として参加するとともに、契約条件や仕様内容に関する交渉に関して助言と支援を与えるものとします。

(6) システム導入進捗管理・初期運用支援

令和5年1月より、新システム稼動に際して、進捗管理及び初期プログラム不良箇所検証、保守内容の切り分け助言等、運用の初期に発生するトラブル解決の支援を行うこととします。

(7) その他本市の要望する支援内容

その他、本市の再構築作業を遅滞なく円滑に実施するために必要な支援に関して、都度本市と協議の上実施するものとします。

7 業務の実施体制に関する要件

本件業務に実際に従事する者が有する経験、資格等については以下のとおりとします。

ただし、「(1) プロジェクトリーダー」1名のみでの業務遂行も可とします。

なお、支援業務に実際に従事する者（プロジェクトリーダー及びプロジェクトメンバー）の行為が明らかに業務遂行上支障をきたすと認められた場合、本市は支援業務受託業者に対して当該従事者の交替を要請できるものとします。

(1) プロジェクトリーダーとして、以下の条件のすべてを満たすものが1名以上いること。

ア. ITプロジェクトに携わった経験が10年以上ある。

イ. ITプロジェクトのリーダー及び同程度の役職として、マネジメントの経験が5年以上ある。

ウ. 官公庁のITプロジェクトに携わった経験が1年以上ある。

エ. システム構築の見積積算業務、あるいはその評価業務に主導的に携わった経験がある。

オ. 原則、月7日程度は来庁が可能であること。

カ. 本件業務契約期間中は、本市で行われる同種同様の委託業務との兼務なしで、本支援業務に専念できること。

(2) プロジェクトメンバーとして、支援業務に携わるすべての者が以下の条件を満たすこと。

ア. ITプロジェクトに携わった経験が3年以上ある。

イ. システム構築の見積積算業務、あるいはその評価業務に携わった経験がある。

8 作業全般における要件

(1) 本件業務受託業者は、業務の趣旨を理解の上業務履行体制を確立し、書面により本市に対し体制図を提出すること。また、体制図に変更が生じる場合は事前に本市へ報告の上承認を受けるとともに、最新版に更新を行うこと。体制図には、担当者名及び休日、夜間等の緊急連絡先を明記すること。

(2) 本件業務受託業者は、業務の進捗状況について、定期的に本市に報告するとともに、その進め方、手法等について本市と協議を行うこと。また、業務履行方法に関し、より適切な手法等について積極的な提案を行うこと。

- (3) 本件業務受託業者は、業務に実際に従事する者に対する雇用者及び使用者として、責任を持って労務管理し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令、その他法令上の全ての責任を負うものとし、本市に対し一切の責任及び迷惑などを及ぼさないこと。
- (4) 本件業務受託業者は、業務に従事する者に対し必要な教育（礼儀礼節、職業倫理、守秘義務等）を行い、円滑に業務を遂行できるようミーティング等により人事管理体制を確保しなければならない。
- (5) 本市庁舎内における本件業務受託業者の作業環境（机、椅子等）については、本市と協議の上決定する。
- (6) 本市セキュリティポリシー等関係法令を把握した上で、適切な計画を立てること。
- (7) 本件業務受託業者は、業務に実際に従事する者に対し、受託業者が発行した身分証明書を常時携帯させ、必ず名札を着用させること。
- (8) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と本件業務受託業者で協議の上定める。

9 成果物一覧

- (1) SATSUKI ネット再構築検討会議資料及び議事録
- (2) R F I 依頼書
- (3) R F I 実施結果報告書
- (4) SATSUKI ネット再構築方針
- (5) SATSUKI ネット再構築仕様書
- (6) 初期運用支援報告書
- (7) その他教育センターの指定するもの

10 納品時期、納品形態

成果物については下記までに納品すること。

納品形態については、教育センターと協議の上決定する。

- 前項 (1) 会議終了後速やかに納品することとする。
- 前項 (2) 令和3年5月末日までの指定する日に納品することとする。
- 前項 (3) 令和3年7月末日までに納品することとする。
- 前項 (4) 令和3年8月末日までに納品することとする。
- 前項 (5) 令和3年8月末日までに納品することとする。
- 前項 (6) 令和5年3月末日までに納品することとする。
- 前項 (7) 教育センターの指定期日までとする。

11 留意事項

- (1) 本件受託業者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委

託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ本市の承諾を受けること。

また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、第三者から、さらに他の事業者への委託は一切認めない。

- (2) 本件業務受託業者、本件業務受託業者の親会社若しくは子会社、及び本件業務受託業者と同じ親会社を持つ子会社は今後、実施を予定している「SATSUKI ネット再構築」の調達に参加できない。なお、「親会社」、「子会社」とは会社法第2条の定義によるものとする。
- (3) 本件業務受託業者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行った後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (4) 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属するものとする。
- (5) 本件業務受託業者は、本仕様による成果物が、本市以外のものの著作権の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- (6) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。

1 2 情報セキュリティ

- (1) 本件業務受託業者は、本業務にあたり知り得た情報の内容を漏らしてはならない。業務遂行後も同様とする。また、この契約を履行する受託者の社員、その他の者にこの業務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本市から入手する資料及び業務データ（以下「情報資産」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、本市に対して一切の責を負うものとし、情報資産を本市の指定した目的以外に使用、複製及び加工すること、第三者へ無断で提供することを禁止する。また、業務終了後は、本市と相談のうえ、提供された情報資産を返還、若しくは廃棄するものとする。
- (3) 受託者は、吹田市教育情報セキュリティポリシー、吹田市個人情報保護条例、個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の従事者に情報セキュリティに関する事項を周知させること。
- (5) 前各号の規定に違反した場合、本市は契約を解除できるものとする。
- (6) 受託者は、前各号の規定に違反したことにより本市に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとする。

1 3 その他

本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。